六　期限内申告書　施行日から起算して三月を経過する日の属する月の末日までに提出される揮発油税法第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出されるものに限る。）をいう。

七　第六号揮発油税額　揮発油税法第十条第一項第六号に掲げる揮発油税額をいう。

八　第七号揮発油税額　揮発油税法第十条第一項第七号に掲げる揮発油税額をいう。

第三条　偽りその他不正の行為により前条第四項の規定又は同条第七項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定による還付を受け又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

4　前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止を踏まえた軽油引取税の税率の特例に関する措置）

第五条　国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率（第一条の規定による改正前の租税特別措置法の規定に基づく揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例による当分の間の税率をいう。以下同じ。）の廃止を踏まえ、軽油引取税の当分の間税率（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいう。以下同じ。）について、財源の確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金（運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）第二条第一項に規定する運輸事業振興助成交付金をいう。）の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、軽油の卸売価格の抑制を目的として国が交付する補助金に代えて、令和八年四月一日に廃止するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。

（安定財源の確保の方針）

第六条　国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに前条の措置による軽油引取税の当分の間税率の廃止のための安定財源の確保については、次に掲げる方針に基づき検討を行い、結論を得るものとする。

一　徹底した歳出の見直し等の努力による財源の確保を前提としつつ、国際競争力の確保、実質賃金の動向等を見極めながら、法人税関係特別措置（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第二号に規定する法人税関係特別措置をいう。）の見直し、極めて高い所得に対する負担の見直し等の税制措置を検討し、令和七年末までに結論を得ること。

二　道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、この法律の公布後おおむね一年を目途に結論を得ること。

三　地方の安定財源の確保については、前二号の税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。その際、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応すること。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百一号

租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項から第三項まで、第五項及び第九項並びに第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十二第二項第一号中「第四十六条の二十七」を「第四十六条の十六」に改める。

第四十六条の十七から第四十六条の二十九までを削る。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第二条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条第十一項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第十五号中「第三十七条の十三第十一項」を「（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十三第十一項」に改め、「、第八十九条第七項」を削る。

附則第三項を次のように改める。

3　第四条の二第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「千分の四百十六」とあるのは、「千分の四百九十」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　令和七年十二月三十一日前に揮発油（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の五に規定する揮発油をいう。以下この項及び附則第四条第二項第二号において同じ。）の製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取られた揮発油に係る令和七年度に所属する揮発油税及び地方揮発油税に係る受入金又は支払金については、なお従前の例による。

（揮発油税超過額の算定方法等）

第三条　租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により控除すべき揮発油税超過額（同条第十二項第五号に規定する揮発油税超過額をいう。以下この条、次条及び附則第五条第一項第七号において同じ。）又は改正法附則第二条第四項の規定により還付すべき揮発油税超過額に相当する金額は、附則第五条第一項第六号に掲げる合計数量につき、改正法附則第二条第十二項第五号イ(1)及び(2)に掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した金額とする。

2　改正法附則第二条第一項の規定により期限内申告書（同条第十二項第六号に規定する期限内申告書をいう。以下この項において同じ。）に揮発油税超過額を記載する者は、当該期限内申告書に同条第一項又は第四項の規定による控除又は還付を受けようとする旨を付記しなければならない。